

# 創業関連保証

## 制度の特徴

創業前から創業後5年以内まで幅広く使え、返済期間も最長10年まで可能な制度です。

対 象 者	1. 1 か月もしくは2 か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する創業者 2. 創業後5年を経過していない創業者（創業後5年以内に法人成りした場合も含む） （具体的な要件については、保証制度要綱をご参照ください）
保 証 限 度 額	3, 5 0 0 万円
保 証 期 間	1 0 年以内
据 置 期 間	1 年
金 利	金融機関所定
保 証 料	0. 8 0 %
担 保	不要
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 （一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です）